

件名： 新たな検疫措置の導入：夜間外出禁止令の発出（その2）（12月24日現在）

ポイント：

- ボツワナ政府は、マシシ大統領が発表した12月24日から明年1月3日の午後7時から午前4時の間の外出禁止について、同時間帯に移動するためには、移動許可証（必要不可欠なサービス）が必要と発表しました。
- 事態は刻々と変化しますので、最新の情報の入手に努めてください。

本文：

1 12月23日（水）、マシシ大統領は国営放送BTVを通じ、COVID-19に関する声明を発表し、本年12月24日（木）から明年1月3日（日）までの午後7時から午前4時の間を外出禁止とする旨発表しました。

2 ボツワナ政府は12月24日付官報にて、上記1の外出禁止時間帯に移動するためには、移動許可証（必要不可欠なサービス）が必要としています。具体的には、（1）閣議、（2）国会、（3）委員会、（4）COVID-19ナショナルタスクフォースのミーティング、（5）必要不可欠なサービスの提供者で任務を遂行しなければいけない者及び（6）生活必需品・必要不可欠なサービスへのアクセスが必要な者のみが特例として外出を許可されます。

3 ボツワナでは4月3日に6ヶ月間の非常事態宣言が発出され、9月28日に同宣言がさらに6ヶ月間（2021年4月2日まで）延長されました。同宣言等に基づき、現在、当国において実施されている主な検疫措置は以下のとおりです。

（1）出入国規制

- ・ 入国、出国の両方においてPCR検査の陰性証明の提示。
- ・ 入国時に、自己負担でCOVID-19検査を行うこと及び入国地点のCOVID-19ゾーン内で隔離を行うことが要求されることがある。
- ・ ボツワナ国民及び在留資格保持者以外の人で、入国時にPCR検査の陰性証明を提示できない人は入国できない。

なお、ボツワナ政府は、入国時のPCR検査陰性証明について、「出発」72時間前以内のPCR検査陰性証明の提示を求める旨発表していますが、入国時に「到着」72時間前以内のPCR検査陰性証明を求められた事例がありますので、「到着」72時間前以内に受検することをお勧めします。

（参照：<https://www.botswana.emb-japan.go.jp/files/100126808.pdf>）

（2）公共の場でのマスクの着用

公共の場においては、布製マスク、鼻と口を覆う自家製のもの、あるいは他の適切に鼻と口を覆うことができるものを着用しなければならない。

(3) COVID-19 ゾーン間移動のための許可および COVID-19 検査

- COVID-19 ゾーン間の移動には、移動許可証が必要となっており、以下のサイトで申請可能。

<https://www.gov.bw/temp-movement-permits>

(COVID-19 ゾーン : Greater Francistown, Greater Gaborone, Greater Selebi Phikwe, Greater Palapye, Greater Maun, Kgalagadi Region, Ghanzi Region, Chobe Region, Boteti Region)

- 保健サービス局長は、COVID-19 ゾーン間移動許可証の申請者に対し、COVID-19 の検査受検を求める場合がある。

(4) 集会

3名以上の公共の集まりは禁止。

(5) 会合

- 全ての会合には、主催者あるいは招集者を設けなくてはいけない。主催者あるいは招集者は、会合参加者に COVID-19 規則を遵守させる責任を負っている。
- 会合、ワークショップ、会議は最大 50 名とする。
- 会合、ワークショップ、会議に参加するために COVID-19 ゾーンを越えた移動をしてはいけない。
- 上記の規定にかかわらず、主催者あるいは招集者は、会合、ワークショップ、会議のため、COVID-19 ゾーン間移動許可証を申請することができる。

(6) 社会的距離の確保

以下の場所においては個人間に 1 ~ 2 メートルの距離が確保されなければならない。

集会、銀行、テイクアウトを含むレストラン、スーパーマーケット・お店、薬局、政府サービス機関、追悼集会

4 事態は刻々と変化しますので、テレビ、ラジオ、インターネット等で最新情報の入手に努めてください。また、政府発表等は、ボツワナ政府公式フェイスブックページ「BWgovernment」でも閲覧可能です。

(<https://www.facebook.com/BotswanaGovernment/>)

参考：当館ホームページ ボツワナにおける新型コロナウイルス情報

https://www.botswana.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_information.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

在ボツワナ日本国大使館

ホームページ : https://www.botswana.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住所 : 4th Floor Barclays House, Plot 8842, Khama Crescent, Gaborone, Botswana

開館時間 : 8 : 30 - 12 : 00 14 : 00 - 16 : 30

電話 : (+267) - 391-4456

Email でのお問合せ: information@gr.mofa.go.jp